

社会医療法人鳩仁会 札幌中央病院訪問看護ステーション

訪問看護及び介護予防訪問看護 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会医療法人鳩仁会（以下「本事業者」という。）が設置・運営する札幌中央病院訪問看護ステーション（以下「本事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、本事業の看護師その他の従業員（以下「看護師等」という。）が、医療保険の指定訪問看護若しくは介護保険の指定訪問看護・指定介護保険の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を適正に提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

- 2 医療保険の訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常生活の充実に資するとともに漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 介護保険の介護予防訪問看護は要介護状態になることへの予防、訪問看護は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し計画的に行い評価・改善を図るものとする。
- 4 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 5 訪問看護の実施にあたっては、必要に応じ、主治医、地域包括支援センター、若しくは居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 6 訪問看護の提供の終了にあたっては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うと共に主治医へ情報提供する。介護保険の訪問看護では地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|---------|----------------------------------|
| (1) 名称 | 札幌中央病院訪問看護ステーション |
| (2) 所在地 | 北海道札幌市中央区南9条西10丁目1番50号 |
| (3) 連絡先 | 電話 011-512-3625 FAX 011-513-0118 |

(事業所の運営)

第3条 本事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。

- 2 訪問看護を提供するにあたっては、本事業所の看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によっては行わないものとする。
- 3 感染症や非常災害の発生においては、本事業を継続的に実施するため、及び、非常時の体制が早期の業務再開を図るために、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 研修・訓練の実施
 - (2) 必要に応じて業務継続計画の見直し、変更

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 看護師（保健師、看護師、准看護師） | 2.5名以上 |

- 1 管理者は、関係法令等を遵守して職員の総括的管理、指導を行う。但し、管理上支障がない場合は、本事業所の他の職種に従事し、又は、同一法人の他の事業所、施設等の他の職務に従事することができるものとする。
- 2 看護師は、訪問看護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- | | |
|----------|--|
| (1) 営業日 | 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。 |
| (2) 営業時間 | 午前9時から午後5時までとする。 |

(指定訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 心身の状態、病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、睡眠、食事・栄養および排泄等療養生活の支援及び介護予防
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- (5) 人生の最終段階における看護
- (6) 認知症・精神障害患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の相談・助言
- (8) 服薬管理、カテーテル等医療器具使用の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助
- (10) 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
- (11) 居宅改善の相談
- (12) 入退院(所)時の共同指導等

(通常の事業の実施範囲)

第8条 通常の事業の実施地域は中央区、南区、西区、北区、東区、豊平区、白石区とする。

(利用料等)

第9条 本事業所は、基本利用料として医療保険関係及び介護保険に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については別途定める料金表によって説明を行い、同意を得るものとする。

(1) 医療保険

健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律に基づく額を徴収する。

(2) 介護保険

介護保険で居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は、介護報酬告示上の額の利用者負担割合を徴収する。

但し、居宅サービス至急限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 本事業所は、基本利用料のほか訪問看護の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。但し、居宅サービス計画書に基づくものを除く。

(1) 第5条第1項(1)で定めた営業日外に利用者の選定に基づき訪問看護を行った場合(医療保険利用者のみとする)医療保険

(2) 訪問看護の提供時間が1時間30分を超えた場合であって、長時間訪問看護加算を算定しない場合(介護保険利用者・医療保険利用者)

(3) 訪問看護と連続して行われる死後の処置

3 本事業所は、次条に定める通常の業務の実施地域を超えた場合の交通費はその実費を徴収する。

4 本事業所は、利用者により基本利用料、その他の内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

(秘密保持等)

第10条 個人情報保護法を遵守し、社会医療法人鳩仁会、並びに事業における個人情報の保護に関する基本方針(1.利用者範囲の明確化、適切な取り扱い 2.漏洩防止の確立 3.開示等の請求は誠意を持って対応する)にそって個人情報を取り扱う。

2 事業者及びその職員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密は洩らさない。

3 事業者はその職員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずる。

4 事業者は、利用者に医療上の必要がある場合には、他の医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。

5 第2項に関わらず、利用者にかかわる他の居宅介護支援事業者等との連携をはかる等、正当な理由がある場合には、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとする。

6 利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることに関しては、利用者及び利用者家族から同意を得ていることを原則とする。

(記録の整備)

第11条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する事業の提供に関する記録(日々の記録、評価結果、サービス提供票、診療情報提供書等)を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(苦情処理)

第12条 提供したサービスにかかる利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口とその担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講ずる。

- 2 提供したサービスに関し、利用者からの苦情に関して札幌市が行う調査に協力するとともに、札幌市等から指導助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(緊急時における対応方法)

第13条 訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、区市町、当該利用者の家族等（介護保険利用者の場合は、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者）に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 本事業者は、前項の緊急事態や事故の状況並びに緊急事態及び事故に際して執った処置について記録するものとする。

(衛生管理等)

第14条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする。
 - (1) 指針の整備
 - (2) 感染対策委員会の開催
 - (3) 研修及び訓練の実施

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第15条 訪問看護の提供にあたっては、利用者や他の者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないこととする。

- 2 前項の身体拘束等を行う緊急やむを得ない理由として切迫性、非代替性、一時性の要件を満たすこととの確認や手続きを本事業所として慎重に行うこととする。
- 3 事業者はその職員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずる。
- 4 身体拘束をやむを得ず行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態、やむを得ない理由を記録する。

(虐待防止に関する事項)

第16条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生または再発防止のための措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための委員会の定期的な開催と結果の職員への周知
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の定期的な実施
- (3) 虐待防止のための指針の整備
- (4) 虐待防止の担当者の配置
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

(カスタマーハラスメントへの対応)

第17条 事業所の食委員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為が発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 社会医療法人鳩仁会札幌中央病院訪問看護ステーションは社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、常に業務体制の整備に努める。

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会医療法人鳩仁会の理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7年 3月 1日から施行する